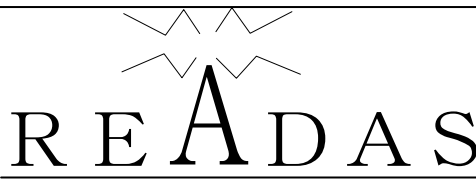


第 5443 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月 6日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 期限後の不服申立て

**Q**：国税通則法が改正され、直接、審査請求することができるようになったそうですが、期限に間に合わなかった場合でも救済制度はないのですか？

**A**：正当な理由があれば認められます。

### 【解説】

国税通則法が改正され、処分に不服がある場合は、異議申立てが不要になり、処分があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内に再調査の請求をするか又は直接審査請求をするかのどちらかを選択して行うことができるようになりました。

ところで、この期限に間に合わなかった場合、原則は受け付けられませんが、次のような正当な理由があるときは認められることとなっています。

- ①誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示した期間内に不服申立てがされたとき
- ②不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等）

